

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和2年6月10日(水) 午前10時		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前10時50分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡 将暢 高須 京子 武内 基亘 尾崎 まゆみ		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 齋藤武雄、教育庶務課長 原田高行、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課長 伊藤嘉樹、学校教育課主幹 鈴木貴之、文化財課長 石川浩治、図書館長 原田依子、交流共創部長 内藤貴久 スポーツ振興課長 味岡淳、教育庶務課課長補佐 木下政之、教育庶務課主任主査 判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第53号 専決処分の承認について(小中学校等の臨時休業日・夏季休業日・学期の変更)【学校教育課】 議案第54号 西尾市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】 議案第55号 西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員の任命について【スポーツ振興課】</p> <p>5 その他 (1) 西尾市教育委員会の新型コロナウイルス感染症に係る対策について 【教育庶務課】 (2) 西尾市学生支援緊急給付金支給事業の新設について【教育庶務課】 (3) 私立高等学校等授業料補助金の補助金額の見直しについて【教育庶務課】 (4) 学校において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について 【学校教育課】 (5) 「尾崎士郎賞」の中止について【文化財課】 (6) 市史資料として選別する公文書の基準について【文化財課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 7件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会6月定例会を開会いたします。</p> <p>議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、平岡委員、尾崎委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会及び臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>ここ数日で、紫陽花がにわか彩を増したように感じます。学校にも街角にもようやく子供たちの姿が戻ってきました。</p> <p>本日、ご審議をいただきますが、小中学校の臨時休業、夏季休業等の変更について、専決処分をさせていただきましたのでご承認をお願いいたします。授業時間を確保するための夏季休業の短縮については、前例のない措置であり、今夏も猛暑が予想される中で、教育諸活動や登下校など、安全面を担保しながら慎重に計画しているところです。</p> <p>学校では、6月1日から全員登校が始まりました。4月に始業式と入学式だけ登校した児童生徒にとって、これは、実質的な新学年の始まりを意味しています。子供たちは、学校再開への期待感とともに、長期間の休校による閉塞感や学校生活への不安も抱えているだろうと思われれます。本来であれば、子供たちは、桜咲く春から青葉の初夏へ、うきうきとした雰囲気の中で、新しい友達づくりを始めていきます。しかし今年は、梅雨に向かう季節の中での人間関係づくりとなります。学校再開にあたって、ゆっくりと明るく楽しい雰囲気づくりに心を砕くように、校長会で繰り返し依頼をしました。その一助になればという考えもあり、教育委員会としても、図書カードの配布や給食の工夫等の施策を講じているところです。</p> <p>現時点では、地域の感染拡大は落ち着きを見せつつありますが、今後、感染の第二波、第三波の襲来も危惧されます。これからも地域の感染状況を注視しながら、子供たちと教育を守るためのシミュレーションを重ね、先手の対策を講じていきたいと考えます。</p> <p>また、学校に対しては、「新しい生活様式」を踏まえた上で、学校教育の趣旨である「集団生活で育まれる社会性と学力の定着」を図ることができるよう、児童生徒全員に安心感があり、かつ規則正しい学校生活を継続させることを重点に教育活動が展開され、市内全ての学校において、子どもたちにとって楽しく、生きる力を育む学校づくりが推進されるよう指導していきます。</p>
教育長	<p>続きまして(2) 教育部長報告をお願いします。</p>

教育部長

(2) 教育部長報告

私からは、3つのことをお伝えします。

1つ目は、西尾市議会6月定例会についてです。

現在会期中ですが、6月4日に開会し、6月25日までの22日間とされました。初日の6月4日に議案審議が行われ、一般質問は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急性の高い議題のみにするよう議会運営委員会で決定された結果、6人となりました。

関係分はすべて、コロナ禍における学校などの対応や今後の対策などで、6月4日と5日の2日間で行われました。

提出議案としましては、関係分では、まず新学校給食センターの建設に伴い議決が必要となる、4つの工事請負契約と財産の取得についてで、その場で採決を行い、すべて可決されました。そして、補正予算として、図書カード配布などの新型コロナウイルス対策費については、その場で採決を行い、可決されました。さらに、GIGAスクール構想実現のためのタブレット端末の整備費などについては、12日の文教委員会に付託されており、改めて審議を行います。

最終日の25日には、採決が行われ、今回は議会人事も行われます。

2つ目は、GIGAスクール構想の実現についてです。

児童生徒1人1台のタブレット端末整備と高速大容量の校内LAN整備などについては、国の方針転換により急遽今年度末までに実現することになり、現在開会中の市議会6月定例会において、補正予算案を提出しております。

事業全体の予算は、児童生徒一人一台のタブレット端末整備における保守費用などを含む約1万5千台の5年間のリース料などで約24億円、高速大容量の校内LANの整備などで約6億円、合計で約30億円を見込んでおります。

財源内訳としましては、国庫補助金が約7億5千万円、起債が約1億5千万円、西尾市教育振興基金から1億円、そして一般財源が約20億円となり、一般財源の約20億円が概ねタブレット端末を整備するための5年間のリース料となります。

令和2年度分の補正予算要求額は、約8億2,500万円でございます。

3つ目は、岩瀬文庫所蔵の「姫魚図」についてです。

お手元に資料を用意したので、ご覧ください。

巷では、疫病封じとして「アマビエ」が流行っていますが、この「姫魚」の方が20年ほど早い出現となり、アマビエの原型となったとも言われております。

岩瀬文庫所蔵の「姫魚図」は、約200年前の文政6年の随筆に収録されており、顔は美女なのに体は魚で、お腹には玉を抱え、尾には剣が生えている、体長約5メートルの妖怪です。この妖怪が、肥前、今の佐賀、長崎県の浜に現れ、コロリの流行を予言し、「私の絵を家に貼れば、コロリにかからない。」と告げて、海に消えたと伝えられています。

コレラはころりと死ぬからコロリだと言われ、大変恐れられていました。

このたび、学芸員が手作りのポスターを作成しましたので、玄関などにぜひ貼っていただき、言い伝えの疫病退散を期待して、新型コロナウイルスに立ち向かう思いを共有し、みんなでこの難局を乗り越えたいと思います。

お手元には、A4判のポスターと、姫魚図とその本文、そして謂れや意識なども裏面に用意しましたので、よかったらお読みいただき、話題の一つにさせていただ

	<p>れば幸いです。</p> <p>5月11日付けの中日新聞にも紹介されていましたが、岩瀬文庫には、同様のものとして、葛飾北斎が描いた中国の神獣「白沢」や、端午の節句のノボリなどに描かれている「鍾馗」が描かれた文書なども所蔵していますので、文庫にてぜひ本物を手に取ってご覧ください。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>「議案第53号 専決処分の承認、小中学校等の臨時休業日・夏季休業日・学期の変更について」、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>ただいま議題となりました議案第53号の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本件は、西尾市立小中学校及び義務教育学校について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早急に臨時休業日及び夏季休業日等を変更する必要が生じたため、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、令和2年5月13日付けで専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。</p> <p>裏面の専決処分書をご覧ください。</p> <p>1 専決処分をする事項については、西尾市立学校管理規則で定める小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業日及び夏季休業日と、令和元年11月13日開催の教育委員会会議で議案第45号として承認された学期についてであります。</p> <p>(1) 管理規則の専決処分については、管理規則第6条第5号で定める小・中学校等の臨時休業日を、令和2年5月13日開催の教育委員会会議で報告し、承認を受けた期間であります、令和2年5月7日から令和2年5月29日までを、令和2年5月7日から令和2年5月25日までに変更するものであります。</p> <p>また、管理規則第6条第2号で定める小・中学校等の夏季休業日についても、教育委員会が授業日として特に必要と認めた日を追加して、7月21日から8月31日までを、8月8日から8月23日までに変更するものであります。</p> <p>なお、このことにより、「7月21日から8月7日まで」及び「8月24日から8月31日まで」を「教育委員会が授業日として特に必要と認めた日」とするものであります。</p> <p>(2) 議案第45号の専決処分については、令和元年11月13日開催の教育委員会会議で承認を受けました議案第45号「令和2年度入学式・始業式・終業式・卒業式等について」は、先ほどの夏季休業日の変更に伴い、1学期終業式を7月20日から8月7日に、2学期始業式を9月1日から8月24日に変更することにより、1学期は8月23日までとし、2学期は8月24日からとするものであります。</p> <p>2 専決処分をする事由については、令和2年5月13日付け2教保第162-2号により愛知県教育委員会事務局長から依頼された「市町村立学校の教育活動再開に向けた対応について」を踏まえて、早急に臨時休業日及び夏季休業日等を変更する必要があるためであります。</p> <p>以上で、議案第53号の専決処分の承認についての報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>

教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第53号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第54号 西尾市社会教育委員の委嘱について」、提案理由の説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました西尾市社会教育委員の委嘱について、提案理由をご説明申し上げます。 議案第54号をご覧ください。 社会教育委員は、社会教育法第15条及び西尾市社会教育委員設置条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することになっております。 この度、令和2年6月30日をもちまして20名の委員の任期が満了となりますので、令和2年7月1日付けで新たに別紙の20名の方々を委嘱したく、同意を求めます。 委員の構成につきましては、現在と同様とし、幅広い分野の方から選出しております。 なお、委員の任期につきましては、西尾市社会教育委員設置条例第4条に「委員の任期は2年とする」と定めており、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間とさせていただきます。 以上、議案第54号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第54号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第55号 西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員の任命について」、提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長	ただいま議題となりました「議案第55号」西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。 この委員は、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則第3条第2項の規定により教育委員会が任命することになっております。 委員の任期は、1年であり令和2年6月30日で任期満了となることから、この度、別紙のとおり7名の方を新たに任命したいため、任命の同意をお願いするものでございます。 任期は、令和2年7月1日から令和3年6月30日の1年間であります。

	<p>なお、令和2年度の同委員会の開催予定でございますが、令和元年度分の評価を7月に、令和2年度前期分の評価を12月頃、審議していただきたいと考えております。</p> <p>以上、議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第55号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1) 西尾市教育委員会の新型コロナウイルス感染症に係る対策について、説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)西尾市教育委員会の新型コロナウイルス感染症に係る対策についてご説明を申し上げます。</p> <p>その他議題(1)資料をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症予防対策や経済支援対策など、様々な施策を実施しております。</p> <p>西尾市におきましても独自の施策を実施していますが、その中でも西尾市教育委員会における事業をご紹介します。</p> <p>まず1番として、就学援助認定家庭に対する学校給食費の特例支給です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止による小・中学校等の臨時休校に伴い、学校給食の提供ができなくなったことから、経済的理由によって就学困難な児童生徒の食生活支援の一助として、就学援助制度の準要保護認定家庭に対して、臨時休校期間中に給食を受けたとみなして、給食費相当分を認定家庭に支給するものです。</p> <p>対象人数は小・中学生合わせて1,038人で、支給額は児童生徒一人あたり4,320円から5,580円となります。</p> <p>想定される経費は約998万円です。</p> <p>すでに4月分は振り込みいたしまして、5月分は今月中旬に振り込む予定です。</p> <p>2番目、小・中学生への図書カードの配付です。</p> <p>小・中学生が心待ちにしていた学校再開にあたり、全児童生徒一人に3,000円分の図書カードを配付し、実質的な新学期スタートに必要な書籍や教材などの購入支援を行うことにより、小・中学生の登校や学習意欲の高揚を図るものです。</p> <p>対象人数は、全児童生徒 約15,200人で、西尾市在住で他市の小・中学校や県立特別支援学校等に通う児童生徒も対象としています。</p> <p>想定される経費は約4,570万円です。</p> <p>6月8日から学校を通じて配付しております。他市の学校通学者には郵送します。</p> <p>3番目、小学校1年生への「わくわくずかん」の配付です。</p>

長期休校からの学校再開にあたり、小学校新1年生にとって、初めてとなる学校生活が、明るく楽しくなるように、「わくわくずかん」を配付し、生活科の授業での活用や家庭での話題づくりなどで利用してもらいます。

対象人数は1,598人で児童一人に「わくわくずかん・こんちゅうはかせ」1冊と「わくわくずかん・しょくぶつはかせ」1冊の計2冊を配布します。

想定される経費は約140万円です。

5月19日から学校を通じて配付しました。他市の学校通学者には郵送しました。

4番目は、すいすいスイーツデイの開催です。

学校が本格再開する6月から、児童生徒が気持ちよく、すいすい学校へ来られるよう、楽しみを増やし、気持ちを和らげるため、毎週水曜日に学校でスイーツタイムを設定し、児童生徒へスイーツを提供します。

対象人数は全児童生徒と教職員の16,551人です。

6月24日から7月22日までの毎週水曜日、全5回提供します。

なお、6月19日は「愛知を食べる学校給食の日」ですので、特別日として抹茶ゼリーを提供します。使用する抹茶は西尾茶協同組合より寄贈されたものです。

提供する時間は各学校で設定します。給食時間以外でも可とします。

スイーツメニューの選定は「みかんの米粉カップケーキ」「ソーダゼリー」「米粉プリンタルト」「みかんゼリー」「ソイソースのストロベリーソースがけ」を予定しています。

想定される経費は約600万円です。

最後に5番目として、困窮する大学生等に対し、学生支援緊急給付金を上乗せ支給します。

匿名の市民の方から新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的に困っている大学生等の支援を目的とした220万円の指定寄附をいただきました。

西尾市としても寄付者の尊い意思に賛同するとともに、大学生等が現在、直面する厳しい状況を鑑み、その寄附金とふるさと納税の関係事業分を原資として、国が困窮大学生等に対して支給する「学生支援緊急給付金」の対象となった大学生等に、上乗せして給付金を支給します。

なお、対象者等の学生支援緊急給付金制度の詳細につきましては、その他議題(2)で詳しくご説明いたします。

また、資料で掲載している取組みの他に、市議会の4月臨時会で承認をいただきました、小中学校の感染症対策用品購入のための補正予算654万8千円により、消毒液や非接触体温計などを順次、購入しております。

さらには、今後の取組みになりますが、今週中にも成立が予定されております国の二次補正予算に対応した人的・物的体制の整備についても現在、検討しているところであります。

以上、その他議題(1)の説明とさせていただきます。

教育長

ただいまの説明で質問、意見はありませんか。

教育長

特に質問がないようですので、続きまして(2)西尾市学生支援緊急給付金支給事業の新設について、説明をお願いします。

教育庶務課長

ただいま議題となりました、その他議題(2)西尾市学生支援緊急給付金支給事

業の新設について、ご説明申し上げます。

その他議題（２）資料をご覧ください。

匿名の市民の方から新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的に困っている大学生等の支援を目的とした２２０万円の指定寄附をいただきました。

寄付者の尊い意思に賛同するとともに、大学生等が現在、直面する厳しい状況を考慮し、その寄附金などを原資として、国が困窮大学生等に対して支給する「学生支援緊急給付金」の対象となった大学生等に、上乘せして給付金を支給する制度を新設しました。

なお、寄附をいただいた日が、先日、５月２７日であり、また、事業の早期施行を目指し、現在会期中の議会において、６月補正として予算を計上する必要がありましたので、教育委員会へは、事後報告となってしまったことをお詫び申し上げます。

それでは、制度の内容についてご説明します。

「１ 概要」をご覧ください。先ほど申しましたとおり、国の学生支援緊急給付金の対象となった方に、上乘せとして、５万円の給付金を支給するものです。

ふるさと西尾の将来を担う若者が、経済的不安を払拭し、学業や研究に邁進できるよう、給付金を支給し、支援することを目的としております。

次に、「２ 支給対象者」です。

支給対象者は市内に住所を有する大学生、短期大学生、高等専門学校生などで、国の「学生支援緊急給付金」の支給を受けたものです。

なお、保護者が西尾市民であれば、下宿などで市外に居住している大学生等も対象とします。

「３ 支給金額」は、１人あたり５万円とします。

次に、「４ 申請方法」は、教育庶務課の窓口を持参していただくか、郵送によっても受け付けます。

「５ 申請期間」は、令和２年６月１０日から９月３０日までとします。

裏面をご覧ください。

「６ 振込みについて」は、できるだけ早く、申請者にこの給付金が手元に届くよう、申請受付から１０日前後までに、申請者の口座に振り込みができるようにします。

「７ 提出書類」は、よりスピード感をもって、支給できるよう、できるだけ簡素化し、申請書と、国の学生支援緊急給付金を受け取ったことが分かる書類のみとしました。

以上が、新設しました西尾市学生支援緊急給付金の事業内容となります。

次のページをご覧ください。

こちらは、申請書の様式となります。

裏面をご覧ください。

こちらは、国の学生支援緊急給付金を受け取ったことが分かる書類として、申請者本人が、在学する大学等へ依頼し、証明を受けてもらう書類となります。

以上、説明させていただきました、１ページ目の支給要項と、２ページ目の申請書及び証明書の様式は、市ホームページにてアップするなどして、制度の周知を図ってまいります。

なお、その他の周知としましては、７月の町内会の回覧、広報８月号、又、市公

	<p>式SNSからの発信を予定しております。</p> <p>より多くの大学生や、その家族の方への周知ができるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、資料3枚目をご覧ください。</p> <p>西尾市学生支援緊急給付金支給要綱についてです。</p> <p>この給付金事業を、事務処理をするにあたっての指針、処理基準となります。</p> <p>詳細な説明につきましては、先ほど申しました制度内容と同じですので省略させていただきます。</p> <p>以上、その他議題（2）の西尾市学生支援緊急給付金支給事業の新設についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	この給付金につきましては、全体の予算額、上限はいくらになりますか。
教育庶務課長	予算は全体で、1人5万円、100人を見込んでおりますので、500万円を計上しています。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（3）私立高等学校等授業料補助金の補助金額の見直しについて、説明をお願いします。
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（3）私立高等学校等授業料補助金の補助金額の見直しについて、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(3)資料をご覧ください。</p> <p>この事業は、公立、私立の学校間における授業料負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保することを目的とし、私立高等学校等に在籍する「生徒の保護者」に対し、授業料の一部を支給するものであります。</p> <p>国及び県においても私学助成の一環として、保護者に対する授業料補助を実施しておりますが、令和2年4月において、低所得者層に対する補助金額の増額や、所得区分の変更など、大幅な見直しが実施されました。</p> <p>本市においても、昨年度、子どもの貧困対策の手段として、補助金額の見直しを行い、低所得者層に対して補助金額の増額を実施しましたが、今回の国及び県の見直しをうけ、今年度においても、見直しを行う必要が生じたので、その変更案についてご説明します。</p> <p>「表1」をご覧ください。</p> <p>こちらは、国、県における授業料補助金の見直しの内容となります。</p> <p>まず、所得区分が変更となりました。変更前である「甲Ⅰ」「甲Ⅱ」「乙Ⅰ」「乙Ⅱ」の4つの区分が、「甲」「乙」の2つの区分に変更されました。</p> <p>次に補助額についてですが、変更後の「甲」の区分、標準世帯収入720万円未満の世帯においては、補助額が412,800円と、低所得者層に対し、補助額が大幅に増額されました。</p> <p>次に「表2」をご覧ください。</p> <p>こちらが、見直しをしたい変更案でございます。今回、教育委員会委員の皆様にご検討、評価していただきたい部分でございます。</p> <p>まず、区分についてですが、国及び県の所得区分に合わせ、6つの区分から4つの区分に変更したいと考えております。</p> <p>次に補助額についてですが、子どもの貧困対策の取り組みの一環として、低所得</p>

	<p>者層の負担をより軽減したく、区分「甲」に該当する方の補助額を3万円に引き上げたいと考えております。</p> <p>これにより、区分「甲」における私立高等学校の授業料は、よほど高額な授業料の学校に通っている方以外の方は、無償となる見込みです。</p> <p>最後に、資料下段「その他」をご覧ください。</p> <p>こちらは、西尾市補助金検討委員会の評価結果です。</p> <p>検討委員会より「低所得者層の補助を手厚くするなど本当に学びたい生徒に届くような補助金にしてほしい」とのコメントがあったことから、低所得者層への補助額の増額を実施したいと考えております。</p> <p>以上が、私立高等学校等授業料補助金の見直し案の説明となります。</p> <p>また、この見直し案につきましては、現時点では、あくまで、予定、案であり、今回、委員の皆様の見解を踏まえつつ、次回、7月定例会にて、変更後の要綱案を議案として、提案したいと考えているところであります。</p> <p>そのため、委員の皆様の見解を率直にいただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上、その他議題（3）私立高等学校等授業料補助金の補助金額の見直しについての説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（4）学校において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について、説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>その他議題（4）資料をご覧ください。</p> <p>「学校において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について」ご説明いたします。</p> <p>本資料は、学校が6月1日より通常日課にて再開するあたり、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休校の考え方」を示すことにより、感染防止に対する緩みを感じられるようになってきた社会風潮の中で、改めて家庭においても感染防止に対する注意喚起を促したく、発出した文書であります。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>具体的な臨時休校の考え方としましては、児童生徒や教職員の感染が判明した場合は、保健所に相談をし、ご指導を受けながら、感染状況等を考慮して、「全校を休校」するのか、学年・学級や部活動単位などの「一部を休校」するのか、「臨時休校とはせず」に感染者や濃厚接触者のみを出席停止もしくは出勤停止にするのか判断していきます。</p> <p>基本的には、市内で児童生徒及び教職員から感染者が発生したからといって、市内全校を休校にするのではなく、当該校のみの対応としていきます。</p> <p>なお、今後第2波が訪れ、市内でも多数の感染者が発生した場合は、市内一斉の臨時休校の措置を取らざるおえない場合があるかもしれませんが、そうならないことを願うばかりです。</p> <p>以上で、その他議題（4）資料の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
平岡委員	<p>万一、臨時休校や一部臨時休校となった場合に報道にあるように学校の消毒を教職員で行うのではなく、専門業者に依頼する必要があると思いますが、近隣で消毒を行うことができる業者はありますか。</p>

学校教育課長	保健所の課長とも会話し、市内で消毒が行える業者は1件とのこと。その業者に直接確認はとっていませんが、保健所の指導を受けながら、消毒を業者に依頼するのか、教職員で行うのか、検討して対応していきたいと思います。
教育長	消毒につきましては、業者に依頼する方法と、教職員が行う可能性もないわけではないようです。3日間風通しの良い状況で放置すればウイルスは死滅するというものだそうです。 職員で良く触る部分を消毒して、学校を風通し良く開けておけば良いという話もあります。 市民のみなさま、保護者のみなさま、子供たちの安全を考えて、業者による消毒も含めて検討していきます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（5）「尾崎士郎賞」の中止について、説明をお願いします。
文化財課長	ただいま議題となりました「尾崎士郎賞」の中止について、ご説明申し上げます。 その他議題（5）資料をご覧ください。 「尾崎士郎賞」につきましては、平成25年度から尾崎士郎没後50年を記念し、全国の小・中学生や高校生、一般の方々を対象として実施していますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う小・中・義務教育学校の休校、夏休みの短縮等を考慮し中止します。 以上、その他議題（5）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
高須委員	中止は大変残念なことです。小・中・義務教育学校の休校、夏休みの短縮が理由とありますが、学校で書いているのか、夏休みの宿題として家で書いているのか、どちらでしょうか。
文化財課長	例年、夏休み前に宿題として学校から他のいろいろな作文と同様に依頼されています。今回、夏休みが短縮されるということで中止といたしました。
高須委員	尾崎士郎賞は子供たちだけではなく、一般の方や高校生の方も募集している、応募していただいているという状況ですが、子供たちは自由参加、自由応募にして実施するということはできなかったのでしょうか。
文化財課長	確かに委員の仰られるとおり、自由参加も検討いたしましたが、応募数の多くは子供たちの応募であり、一番の中心である子供たちが自由参加ではかなり応募数が少なくなることを考慮して中止の決断をいたしました。
教育長	夏季休業の短縮に伴い、宿題や課題は削減するようにいたしました。ご理解いただきたいと思います。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（6）市史資料として選別する公文書の基準について、説明をお願いします。
文化財課長	ただいま議題となりました「市史資料として選別する公文書の基準について」、ご説明申し上げます。 その他議題（6）資料をご覧ください。 従来公文書のうち歴史的価値が見込まれるものの保存については選別基準等の明文化されたものがなく、学芸員の判断にゆだねられていました。これを一層効率的に選別できるようにするために、この度市史資料として選別する公文書の基準を作成しましたので報告します。

	<p>基準として、七つに分類しました。</p> <p>一つ目は、統計書・周年記念誌など西尾市の概要がわかるもの。二つ目は、施政概要・総合計画・議会会議録・決算書など西尾市の市政の概要がわかるもの。三つ目は、災害・訴訟など西尾市の重要な事件に関するもの。四つ目は、文化財指定・地図など西尾市の歴史・文化・風土に関するもの。五つ目は学校史・団体史など団体等の刊行物。六つ目として、昭和20年以前のもの。最後に七つ目として、その他、市史編さんに活用できると思われるものでございます。</p> <p>なお、公文書の選別にあたっては、次の四つのことに留意することとします。</p> <p>一つ目は、年度ごとに選別した公文書の目録を作成し、選別の基準を確認できるようにする。二つ目は、選別の際は、過去に作成した目録を参照し、できるだけ体系的な選別を行う。三つ目は、選別に際し、西尾市史近現代部会の委員の助言を受ける。四つ目として、移管された公文書は目録に速やかに登録し、市史資料としての活用を進めるということであります。</p> <p>本基準については7月の文教部会においても報告をしていく予定です。</p> <p>以上、その他議題（6）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、日程5を終わります。
教育長	教育委員会名義使用として7件提出されています。 ご確認をお願いいたします。
平岡委員	西尾市内の施設で観客を入れる行事を行う際に、人数などの基準は設けられていますか。
教育部次長	ふれあいセンターや公民館では現時点では定員の半数かつ100人以下としています。100人以下の条件は今月中旬から緩和していく予定をしています。 半数とすることでソーシャルディスタンスを保っています。 岩瀬文庫や図書館についても一定の人数となるよう配慮しています。
平岡委員	文化会館の大ホールについても同様ですか。
交流共創部長	文化会館につきましては、全国公立文化施設協会からガイドラインが出ており、同様に定員の半数で対応するようにとされています。それに沿って利用される方達にお願いしています。
平岡委員	現時点では不明な点も多いと思いますが、今後のこともありますので、誤解のないように丁寧な説明をお願いしたいと思います。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育部次長	議案第54号社会教育委員の委嘱についてご説明いたしましたが、今回引き続き委員となられる石川始史委員と本日の名簿には記載されておりませんが、令和2年6月に任期満了で退任されます加藤充和委員が、このたび愛知県社会教育委員連絡協議会から平成24年7月から8年間にわたり社会教育委員をおつとめいただいた功績が認められ、表彰されましたのでこの場をお借りしてご報告申し上げます。
平岡委員	冒頭の部長報告にありましたGIGAスクール構想の取り組みについて、教えてください。西尾市では児童生徒1人1台の端末をリース契約、5年で約24億円ということでしたが、初期投資で本年度については8.25億円とご説明がありました。リースなので、毎年ランニングコストが発生し、5年で30億円ということをお承知していますが、この先ずっと年間4億円、5億円というランニングコストが発

	<p>生ずるのかということと、ランニングコストについては国からの補助はないのかということを確認させてください。</p>
教育庶務課長	<p>委員の仰るとおり、ランニングコストがかかります。5年リースで1年間4億円、今年度は10月からのリースなので2億円、来年度からは4億円となります。これについては国からの財源はありませんので、一般財源となります。</p>
教育長	<p>以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。</p>
教育長	<p>次回は令和2年7月8日水曜日午前10時から、市役所41会議室で予定されています。</p> <p>ご都合は、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして西尾市教育委員会6月定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>